

○ 共立蒲原総合病院組合事業の設置等に関する条例

〔昭和41年12月14日〕
〔条例第50号〕

改正	昭和46年9月30日条例第6号	昭和49年3月22日条例第13号
	昭和52年9月5日条例第2号	昭和58年3月22日条例第2号
	昭和62年3月13日条例第1号	昭和62年6月12日条例第2号
	昭和63年9月24日条例第3号	平成元年3月24日条例第4号
	平成6年12月26日条例第4号	平成7年6月28日条例第4号
	平成8年12月24日条例第5号	平成10年3月26日条例第1号
	平成11年3月29日条例第1号	平成11年7月19日条例第4号
	平成12年12月25日条例第2号	平成14年3月25日条例第3号
	平成15年3月24日条例第1号	平成15年9月22日条例第2号
	平成16年9月24日条例第6号	平成18年6月21日条例第4号
	平成19年12月17日条例第9号	平成20年9月19日条例第11号
	平成21年11月20日条例第8号	平成22年9月24日条例第2号
	平成24年3月27日条例第2号	平成25年3月26日条例第2号
	平成25年9月6日条例第5号	平成30年3月27日条例第3号

(事業の設置)

第1条 共立蒲原総合病院組合に次の事業を設置する。

- (1) 住民の健康保持に必要な医療、健康診断及び訪問看護を提供するための共立蒲原総合病院事業（以下「病院事業」という。）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する被保険者に対し、必要な介護を提供するための介護老人保健施設事業（以下「施設事業」という。）
- (3) 介護保険法に規定する被保険者に対し、適正な居宅介護支援を提供するための居宅介護支援事業所事業（以下「事業所事業」という。）

2 前項の事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

事業名	名称	位置
病院事業	共立蒲原総合病院	静岡県富士市中之郷2500番地の1
施設事業	介護老人保健施設芙蓉の丘	静岡県富士市中之郷2500番地の1
事業所事業	介護老人保健施設芙蓉の丘	静岡県富士市中之郷2500番地の1

(病院事業経営の基本)

第2条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 神経内科
- (3) 心療内科
- (4) 精神科

- (5) 呼吸器内科
- (6) 消化器内科
- (7) 循環器内科
- (8) 糖尿病・内分泌内科
- (9) 小児科
- (10) 外科
- (11) 整形外科
- (12) 脳神経外科
- (13) 呼吸器外科
- (14) 皮膚科
- (15) 泌尿器科
- (16) 婦人科
- (17) 眼科
- (18) 耳鼻いんこう科
- (19) 放射線科
- (20) 麻酔科
- (21) リハビリテーション科

3 病床数は、次のとおりとする。

- (1) 一般病床 175床
- (2) 療養病床 92床

(施設事業経営の基本)

第2条の2 施設事業は、介護保険法の基本理念に基づき老人の自立を支援し、その家庭への復帰を図るよう運営されなければならない。

2 入所者等の定員は、次のとおりとする。

- (1) 入所者 100名
- (2) 通所者 60名

(事業所事業経営の基本)

第2条の3 事業所事業は、被保険者が保健、医療及び福祉サービスを適切に利用できるよう被保険者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介、その他の便宜が提供されるよう運営されなければならない。

(組織)

第3条 共立蒲原総合病院組合に診療部、診療技術部、看護部、事務部、健康診断

センター及び芙蓉の丘を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その見積価格）20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は当該賠償責任に係る賠償額が、300千円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第6条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が1,000千円以上のもの及び法律上市町村の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が3,000千円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を証明する書類を作成することができなかつた場合においては、管理者はでき

るだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(診療の拒否)

第8条 病院に関する諸規定に違反し、又は院長の指示に従わない患者又は付添人に対しては、診療を拒否し、又は出入りを禁止することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について、必要な事項は、管理者が別にこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。
- 2 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行われる資産の取得及び処分に対する第3条の規定に適用については、同条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和41年法律第120号）附則第2条第3項の規定により適用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定により議会の議決を経」とする。
- 3 国民健康保険蒲原町外三ヶ町組合病院事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する条例（昭和37年条例第28条）は廃止する。
- 4 病院事業に係る契約の特例を定める条例（昭和37年条例第29号）は廃止する。
- 5 病院事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例（昭和37年条例第30号）は廃止する。

附 則（昭和46年9月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年9月5日条例第2号）

この条例は、許可の日から施行する。

附 則（昭和58年3月22日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年5月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月13日条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年9月24日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 24 日 条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 26 日 条例第 4 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 28 日 条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 12 月 24 日 条例第 5 号）

この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 26 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は改良工事終了後、第 2 条の改正規定は、許可の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 29 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 19 日 条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 25 日 条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 25 日 条例第 3 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 24 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 9 月 22 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 9 月 24 日 条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 21 日 条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 3 月 31 日から適用する。

附 則（平成 19 年 12 月 17 日 条例第 9 号）

この条例中第 1 条の規定は平成 21 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 19 日 条例第 11 号）

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 20 日 条例第 8 号）

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年9月24日条例第2号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月6日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、第2条第2項の規定は平成25年7月1日から、同条第3項の規定は同年8月1日から適用する。

附 則（平成30年3月27日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。